［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

三　［略］

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第三十四条の二の二十一　令第十四条の五第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2　［略］

（外国銀行代理業務の健全化措置）

第三十四条の二の三十三　外国銀行代理銀行は、法第五十二条の二の七の規定により、外国銀行代理業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

［一～三　略］

四　顧客との間で外国電子決済手段（外国において発行される法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう。以下この号において同じ。）の発行による為替取引の代理又は媒介を行う場合には、外国電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又は外国銀行代理業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる外国電子決済手段を取り扱わないために必要な措置

五～七　［略］

（銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第三十四条の三十二　［略］

2　前項の規定にかかわらず、法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3　［略］

（銀行代理業の業務の内容及び方法）

第三十四条の三十三　［略］

2　前項第三号に規定する銀行代理業の実施体制には、法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

［一・二　略］

三　兼業業務（銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下この節及び次節において同じ。）を営む場合　銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

ニ　農業協同組合法第十一条の二十七に規定する特定共済契約、消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五条の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ　信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

ヘ　不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト　商品市場における取引、外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る権利

三　［同上］

（基幹放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第三十四条の二の二十一　［同上］

［一・二　同上］

三　常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2　［同上］

（外国銀行代理業務の健全化措置）

第三十四条の二の三十三　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

四～六　［同上］

（銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第三十四条の三十二　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等が同条第三項の規定に基づき届け出ることとされている法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、前項第三号及び第四号に掲げる事項とする。

3　［同上］

（銀行代理業の業務の内容及び方法）

第三十四条の三十三　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　兼業業務（銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。）を営む場合　銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制